



消費者機構日本

ニュースレター 185号

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
TEL:03-5212-3066 FAX:03-5216-6077 ホームページ <http://www.coj.gr.jp/>
発行人:二村 睦子 編集責任者:板谷 伸彦

・CONTENTS・

1. 年頭所感 / 代表理事理事長

年頭所感 社会全体として機能する規律のコーディネート

特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 理事長 二村 睦子



新年明けましておめでとうございます。旧年中は多くの皆様に当機構の活動にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年、順天堂大学医学部の不正入試に対する被害回復訴訟で簡易確定手続が終結し1,184人の被害回復が実現しました。制度改正前の事案のため実損害の範囲に限定されたものの、手続参加を容易にして共通多数の被害回復を図るという制度の趣旨を一定に具現化できたと考えています。しかし、今回は対象者の約9割の方々に直接通知することができたにもかかわらず、手続きへの参加がその約半数に止まるなど、制度の認知度向上が引き続き課題と考えています。

また、(株)ワンメッセージ他に対する被害回復訴訟で上告受理申立てを行っていたところ、最高裁より2月6日に口頭弁論を行う旨の通知がありました。この裁判では一審・二審ともに購入者側の過失の有無とその程度は個々の消費者によって異なるから消費者裁判手続特例法の訴訟要件である支配性（二段階目の簡易確定手続で相当程度の審理を必要としないこと）を満たさないとして却下（門前払い）とされていたものです。当機構が申立ての理由とした支配性要件の解釈・運用は、本制度による今後の被害救済に大きな影響を及ぼすものであり、最高裁の判断に注目するところです。

さて、昨年6月に消費者庁「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」から議論の整理が公表されました。社会環境の変化への対応に止まらず消費者像そのものにも及ぶ消費者法の論点が整理されています。今後、この議論の整理が消費者の権利擁護を進展させる方向で早期に具体的な制度として結実することを期待します。

特定適格消費者団体の活動からは、その中でも特に「公法、私法の規律のコーディネーション」の議論に注目しています。というのも、民事の手続である消費者被害回復制度だけでは対応困難なケースが多いからです。既に2009年の消費者庁設置法でその必要性が指摘されていたように、行政が主導して不当な収益を剥奪して被害回復を図る制度の実現を急ぐべきだと思います。このことについては、消費者庁の有識者懇とほぼ同じ時期に、消費者委員会ルール形成ワーキンググループから報告書が公表されています。悪質で大規模な被害を生む「破綻必至商法」に的を絞って行政庁に破産申立て権限などを付与してはどうかという提案です。この提案を具体化する制度検討を先行してすすめるべきと考えています。

こうした制度改善と同時に法執行を行う行政機関と私たち団体の主体的力量を向上させていかなければなりません。当機構については、昨年、消費者庁の補助事業を活用して経験の蓄積が薄い不当勧誘事案の検討に取り組んだり、団体の業務システムの改修を進めたりなどしました。昨年末に新たに認定された消費者団体訴訟等支援法人（スマイル基金）や全国の適格消費者団体との連携を深め、全体として機能を高めていければと考えています。本年も変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

・・END